

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市ほか1名

被告奈良市第3準備書面

令和7年3月18日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告奈良市訴訟代理人

山形 康郎 代

和田 代

若林 直樹 代

小野 夏海 代

被告奈良市指定代理人

西脇 伸幸 代

酒井 悠至 代

奥野 彰人 代

河野 大樹 代

岸野 友子 代

前田 真一 代

佐竹 信哉 代

被告奈良市は、本準備書面において、2024年（令和6年）12月9日付け原告の第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論するとともに（後記第1及び第2）、2025年（令和7年）1月14日付け原告の求釈明書（以下「1月14日付け求釈明申立書」という。）の各求釈明事項につき必要と認める限度で回答する（後記第3）。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈等に関する原告の主張には、理由がないこと

1 原告の主張

原告は、本人の同意なく個人4情報を提供することは憲法13条が保障する基本的人権の制約に当たるため、「法令等の定めがあるとき」（本件条例8条1項1号）の解釈に当たっては限定的な解釈が求められる旨述べた上で、その解釈に当たっては、個人情報の目的外利用について行政機関等が行う場合と個人情報取扱事業者が行う場合とで基本的人権の制約の程度に違いはないから、個人情報取扱事業者による個人情報の利用について規律する個人情報保護法18条を参照すべきである旨主張し、「法令等の定めがあるとき」にいう「法令」に該当するのは、①関係機関への個人情報の提供を求める立証趣旨が明らかであること及び②保護されるべき利益が明確で、提供される範囲も合理的なものに限って行われることという要件を満たすような法令に限られる旨主張する（原告第5準備書面1・3ないし7ページ）。

2 被告奈良市の主張

しかしながら、被告奈良市第1準備書面第3の2(2)ア(9ないし11ページ)のとおり、「法令等に定めがあるとき」（本件条例8条1項1号）には、当該情報の利用又は提供に関する根拠規定がある場合が含まれると解されるところ、原告の主張のようにこれを限定すべき理由はない。

以下、被告奈良市の従前の主張を補足するとともに、原告第5準備書面の内容を踏まえ、必要と認める限度で反論をする。

(1) 本件条例8条1項1号の解釈に当たって参考とすべき法令は個人情報保護法69条1項であること

被告奈良市第1準備書面第3の2(2)ア(7)(9及び10ページ)で述べたとおり、個人情報保護法及び本件条例の目的規定並びに個人情報保護法69条1項及び本件条例8条1項の規定の類似性等からすると、本件条例8条1項1号の解釈において参考とすべき法令は、個人情報保護法69条1項であるが、このことは、同法の改正経緯からも明らかである。

すなわち、令和3年法律第37号による改正前の個人情報保護法においては、各地方公共団体における個人情報の保護については、各地方公共団体において制定された条例等によることとされていたところ、同改正により、各地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報保護法に統合され、その結果、地方公共団体が保有する個人情報に関する規定は、公的部門に適用される法律として、個人情報保護法第5章に規定されることとなった(乙第3号証37ないし40ページ)。このように、本件条例が廃止され、個人情報保護法69条1項に本件条例8条1項1号と同様の規定が規定されたという個人情報保護法の改正経緯からしても、本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈については、個人情報保護法第5章に規定されている同法69条1項の解釈を参考にすべきである。

そして、同法が「法令」に基づく場合を個人情報の利用・提供の制限の除外事由としたのは、それぞれの法令の立法目的から保有個人情報を利用・提供し得るとしていることに合理性が認められるためであって、その「法令」の解釈に当たり、特に原告の主張するような法令に限って同条にいう「法令」に該当するというべきとは解されていない(乙第2号証29ページ、乙第3号証474ないし476ページ及び乙第4号証526ページ)。なお、上記乙

第2号証及び乙第4号証の文献には、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務・業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは「法令に基づく場合」には該当せず、また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定める地方自治法2条2項のような、包括的権能を定める規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いも「法令に基づく場合」には当たらない旨の記述があるが、原告の主張するような法令に限定すべきとの記述はいずれにもない。)

(2) 「法令等」(本件条例8条1項1号)について限定的に解釈しようとする原告の主張は理由がないこと

これに対し、原告は、前記1のとおり、本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈について、個人情報の目的外利用については、行政機関等が行う場合と個人情報取扱事業者が行う場合とでは基本的人権の制約の程度に違いはないから、個人情報取扱事業者による個人情報の利用について規律する個人情報保護法18条を参照すべきであるとし、本件条例8条1項1号の「法令等」とは、個人情報保護法18条3項1号の「法令」と同様、①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかで、②保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限って行われことという要件を満たすような法令である必要があると主張する。

ア しかしながら、そもそも、原告が同要件を主張する根拠として引用する「個人情報保護法の解説」(甲第25号証)は、「法令において個人情報について関係機関への届出・通知等が規定されている場合は、当該個人情報の取得等が必要との立法意思が既に明らかにされている。また、当該法令によって保護されるべき権利利益が明確であり、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に本条(引用者注:個人情報保護法16条)第1項及び第2項が適用されないのである。」とあるとおり(同号証154ページ)、同文献は、「法令

に基づく場合」には、「当該法令によって保護されるべき権利利益が明確であり、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われる」といえるから、「法令に基づく場合」には目的外で利用ができるという趣旨を述べているにすぎず、「法令に基づく場合」の「法令」が、「①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかで、②保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限っておこなわれること」との要件を満たすような法令でなければならない（原告第5準備書面4及び5ページ）との限定解釈をすべき旨述べているものではない。

また、原告が摘示する岡村久道「個人情報保護法（第4版）」225ページ（乙第4号証）も、「法令に基づく場合」に個人情報の目的外利用ができる理由として、「法令には当該個人情報の取得等の必要性が立法意思として明らかにされており、当該法令により保護されるべき権利利益が明確であって、当該法令に照らして合理的範囲に取り扱われるものである」ためであるとし、「法令に基づく場合」には、当該法令それ自体において、立法時に既に利益衡量がなされていることを述べているにすぎず、「法令」の解釈について限定的な解釈をすべき旨述べているものではない。

むしろ、同文献によれば、「委員会（引用者注：個人情報保護委員会）の行政解釈は、法令上において直接根拠となる法令に限定する傾向が強い。本法も法体系の中のひとつにすぎないのであるから、かかる厳格な限定を行うことなく、法令解釈によって根拠となるものであれば、個人情報の有用性に鑑み、本号（引用者注：個人情報保護法18条3項1号）に該当するものというべきであろう。」（同号証225ページ）と述べられているところである。

したがって、上記各文献を引用ないし摘示した上での原告の前記1の主張は、合理的な解釈に基づくものではなく、原告の独自の解釈に基づくものすぎない。

イ また、前記改正後の個人情報保護法は、現に個人情報取扱事業者等の義務等（同法第4章）と行政機関等の義務等（同法第5章）とを区別して規制していることからすると、同法69条1項の「法令」の解釈を同法18条3項1号の「法令」と同一に解さなければならない論理的必然性はない。

ウ したがって、本件条例8条1項1号の「法令等」について、①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかであること、及び②保護されるべき利益も明確で、提供される範囲も合理的なものに限って行われることという要件を満たすような法令でなければならない旨の原告の主張は、原告独自の解釈に基づくものにすぎず、理由がない。

(3) 小括

したがって、本件条例8条1項1号の規定する「法令等に定めがあるとき」というためには、当該情報の利用又は提供に関する根拠規定があれば足りると解すべきである。

第2 自衛隊法97条1項及び同施行令120条が本件条例8条1項1号に規定する「法令等」に該当しない旨の原告の主張には理由がないこと

原告第5準備書面2及び3（7ないし16ページ）における原告の主張に対する反論は、令和7年3月18日付け被告国第3準備書面（以下「被告国第3準備書面」という。）第2（5ないし16ページ）と同様であるから、これを援用する。

第3 1月14日付け求釈明申立書による原告の求釈明に対する回答

1 原告による求釈明の目的

原告は、本件提供行為に係る日付の特定について、被告奈良市が「既に回答済みの「令和5年2月」という以上に具体的な提供日の特定は困難である。」（令和6年11月29日付け被告奈良市第2準備書面（以下「被告奈良市第2準備

書面」という。) 1 (2) (3 及び 4 ページ)) と回答したことを踏まえ、再度求釈明を申し立てているところ、以下の求釈明事項は、本件提供行為に係る日付の特定のためにされているものと解される。

以上を踏まえ、被告奈良市は、上記目的に必要と認められる限度で、以下のとおり回答する。

2 被告奈良市の職員の氏名等について

(1) 求釈明事項

原告は、「被告奈良市の職員の氏名及び所属している部署（部・課・係）、当該部署に所属している職員の人数」を明らかにするよう申し立てている。

(2) 被告奈良市の回答

奈良市役所市民課課長（当時）である。

その余は回答の要を認めない。

3 本件名簿の準備を指示した被告奈良市の職員等について

(1) 求釈明事項

原告は、「被告奈良市の職員に本件名簿を準備するよう指示した職員の氏名及び肩書き（役職名）、準備の指示をした日及びその決裁日」を明らかにするよう求めるとともに、「決裁の書面があれば提出」するよう求めている。

(2) 被告奈良市の回答

本件名簿を準備するよう指示した職員は、奈良市市民課課長（当時）であるが、氏名については回答の要を認めない。

また、「準備の指示をした日」につき、本件名簿を奈良地本に提供する準備をした日と解した上で、当該日付及びその決裁日は、令和 5 年 1 月 31 日である（乙第 1 号証・1 枚目「決裁日」欄の日付参照）。

なお、決裁文書は既に提出済みの乙第 1 号証であり、ほかには存在しない。

4 本件名簿の提供準備をした日

(1) 求釈明事項

原告は、「被告奈良市の職員が本件名簿を準備した日」を明らかにするよう
に申し立てている。

(2) 被告奈良市の回答

「本件名簿を準備した日」につき、本件名簿を奈良地本に提供する準備を
した日と解した上で、令和5年1月31日である（乙第1号証・1枚目）。

5 本件名簿の提供準備が完了した旨の通知方法について

(1) 求釈明事項

原告は、「本件名簿を事前に準備した旨を奈良地本に通知した日及びその方
法」を明らかにするよう求めるとともに、「書面あるいはメールで通知したの
であれば、当該書面あるいはメールの写し」を提出するよう求めている。

(2) 被告奈良市の回答

被告奈良市の職員は、令和5年1月31日から同年2月上旬頃までの間に、
奈良地本の職員に対し、本件名簿の提供の準備ができた旨の連絡を電話で行
った。

6 本件提供行為をした場所について

(1) 求釈明事項

原告は、「（引用者注：被告奈良市の職員が）奈良地本の職員に本件名簿を
直接交付した場所」を明らかにするよう求めている。

(2) 被告奈良市の回答

奈良市役所市民課の執務室内である。

以 上